新座市地方創生総合戦略(素案)

平成 年 月

新座 市

目 次

1		策	定位	の趣旨	及	び背景	• • • • • • •				• • • • • •			• • • • • • •		• • • • •	• • • • • •	• • • •	1
2		推	進其	期間、	位t	置付け	、推	進体制	制等··		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		2
	(1)	推通	進期間]						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								2
	(2)	位置	置付け	٠						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								2
	(3)	推通	進体制]及	び成果	検証·				• • • • • • •								3
3		地	方創	創生に	つ;	ながる	本市	の強る	ب		• • • • • •								4
4		瑪	状の	の人口	1推	計及び	目標.	人口・			• • • • • • •								5
5		総	1合第	銭略の	構	成					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								9
6		基	本フ	与針…							• • • • • • •							· 1	0
7		基	本目	∄標⋯							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						• • • • • •	1	2
		基	本目	目標 1	ı	田舎の心	地よる	さと都	会の便	利さ <i>t</i>	が調和	したす	゛ っと'	住み続	きけたし	ハまち	5	1	3
		基	本目	目標 2	2 :	地域の	ンでも	てな	す、住	こんで	みたし	ょち	、ま	た訪れ	れたい	まち		1	8
		基	本目	目標 3	3	家族に	選ばぇ	れる、	子首	すてに	優し	いま	ち…				• • • • • • •	2	5
		基	本目	目標 4	. <u>!</u>	生涯現	役、ī	市民#	が主役	との傾	康長	寿の	まち				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3	3
		基	本目	目標 5	t i	地域み	んな	で守る	る安全	≧・妄	心の	まち					• • • • • • •	3	7
8		資	料:						•••••									4	3
	(1)	まな	ち・ひ	ع ۱	・しご	と創:	生総食	合戦 略	各につ	いて	·						٠4	3
	(2)	埼 :	医県地	方	創生総	合戦日	略につ	ついて	 .	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •							4	5
9		用	語角	解説⋯							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •							4	6
			(本)	て中が	۲*	⊢付い	ている	用語	につし	ヽては	、用語	再解 説	にお	いて餌	経説し	ます	.)		

1 策定の趣旨及び背景

人口減少及び少子高齢化の問題は、日本全体が直面している最重要課題の一つです。

国では、この人口減少及び少子高齢化を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、地方創生の取組を進めています。平成26年11月には、まち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月には、日本の人口についての現状と平成72(2060)年までの将来展望を示すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれに基づき平成27年度から平成31年度までの5年間の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。また、各地域がそれぞれの特性をいかして自立した持続的な社会を創生する必要があることから、都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じた地方創生に関する施策について定める基本的な計画を策定するよう努めることとされています。

これを受け、本市においても新座市人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)及びこれを踏まえた新座市地方創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定するものです。

本市では、だれもが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う "理想のまち"とは、田舎の心地よさと都会の便利さを兼ね備えたまちであると考えています。この"理想のまち"の実現を目指し、これまでも土地区画整理事業や観光都市にいざづくり、子育て支援施策などの取組を推進してきましたが、これらは正に地方創生につながるものであるといえます。そこで、総合戦略については、人口ビジョンや国のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び埼玉県地方創生総合戦略の内容を踏まえ、本市がこれまで進めてきた地方創生に関連する施策を改めて位置付けるとともに、より広い視野や新たな切り口を持って内容の拡充を図ることで、本市の強みや特性を最大限にいかした地方創生を推進していくための計画として策定します。

2 推進期間、位置付け、推進体制等

総合戦略の推進期間、位置付け、推進体制等については、次のとおりです。

(1) 推進期間

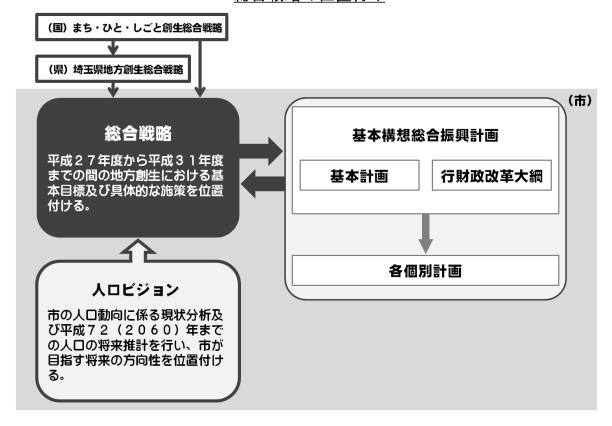
総合戦略は、平成72 (2060)年までの本市の人口の将来推計及び市が目指す将来の方向性を踏まえた上で、平成27年度から平成31年度までの5か年を推進期間とします。

なお、社会情勢の変化等により内容に変更の必要が生じた場合には、随時 見直しを行うものとします。

(2) 位置付け

- ア 第4次新座市基本構想総合振興計画(計画期間:平成23年度~平成32 年度)や、人口ビジョンを踏まえて策定するものです。
- イ 総合戦略の内容は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略や埼玉県地方 創生総合戦略、第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画(計画期 間:平成28年度~平成32年度)、第6次新座市行財政改革大綱(推進 期間:平成28年度~平成32年度)、その他の市の個別計画等と内容の 整合を図ります。

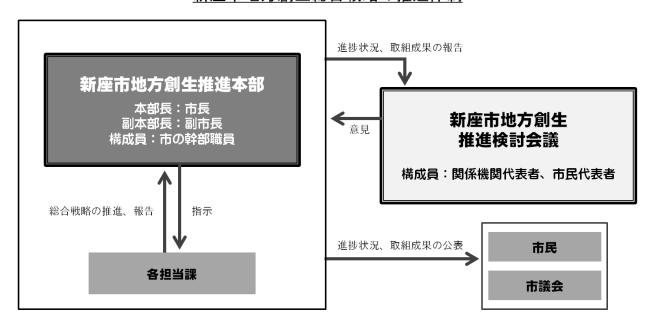
総合戦略の位置付け

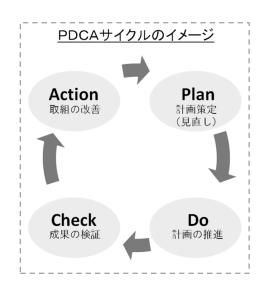


(3) 推進体制及び成果検証

- ア 地方創生の取組をより効果的なものとするため、市民、市議会及び関係 機関と連携を図りながら推進するものとします。
- イ 総合戦略に位置付けた施策は、原則として毎年度成果の検証を行い、必要に応じて実施内容の見直しを図るPDCAサイクルの下に推進するものとします。

新座市地方創生総合戦略の推進体制





3 地方創生にいかせる本市の強み

地方創生を効果的に推進するためには、地域の特性を踏まえた取組を行うことが重要です。地方創生にいかせる本市の強みとして、特に挙げられるものは、次のとおりです。

- (1) 都心から25km圏内に位置しており、東京都内に通勤・通学する人が住むベッドタウンとして現在も人口が増加しています。
- (2) 市の北部及び南部に在る鉄道駅を中心に市街化が進む一方で、市の中央部を中心に市域の約42%が市街化調整区域*となっており、多様なまちづくりの可能性を秘めています。
- (3) 首都近郊に在りながら、雑木林や農地といった緑、野火止用水を始めとするせせらぎ、平林寺等の歴史的文化資産が多く残されています。
- (4) 新座産野菜や郷土料理である手打ちうどんなど、市内外に新座らしさを伝える観光資源となる食文化を有しています。
- (5) 教育においては、雑木林等で遊び学ぶ自然体験学習を推進しているほか、 平成15年に「国際化教育特区*」の認定を国から受け、全国に先駆けて小 学校における英会話教育を推進するなど、国際教育に力を入れています。
- (6) 近隣自治体に比べて高い町内会加入率を誇るなど結び付きの強い地域コミュニティが形成されています。また、市内では数多くのボランティア団体が活動するなど、市民の地域活動への参加意欲が高く、市民との連帯と協働によるまちづくりが進んでいます。
- (7) 市内に在る三つの大学と「市と大学との連携協力に関する包括協定*」を 結んでおり、教職員等の市の会議への参加、学生ボランティアの地域活動へ の参加、大学施設の開放等、市政の様々な場面で協力を頂いています。
- (8) 地盤が強固な武蔵野台地**上に位置し、河川の氾濫等も起こりにくく、大規模災害の影響を受けにくい土地といえます。また、市域には、災害時に重要な役割を担う施設として、陸上自衛隊朝霞訓練場、埼玉県新座防災基地、広域幹線道路*(関越自動車道等)が在ります。

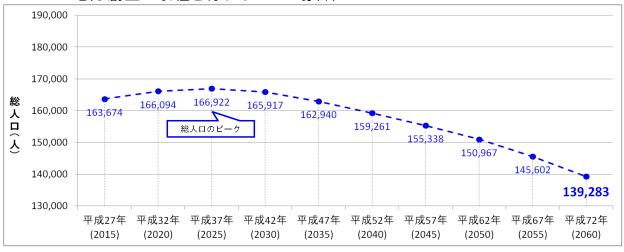
4 現状の人口推計及び目標人口

現状の人口動態が続いた場合の推計を踏まえ、本市が将来目指す人口を定めます。

- (1) 現状の人口動態のまま推移していくと、平成37(2025)年をピーク に人口減少に転じる見込みです(図1)。
- (2) 少子高齢化及び将来的に見込まれる人口減少に打ち勝ち、まちの活力の維持・向上を図るため、土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率*の向上の2点の取組による人口増加を目指します。人口増加の考え方については、次ページの(3)のとおりです。

この2点の取組による人口増加が達成された場合の本市の総人口は平成72(2060)年で約18万6,000人となる見込みです(図2)。本市の地方創生では、これを目標人口とします。

【図1】総人口の基本推計(土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率*の向上などの地方創生の取組を行わなかった場合)



【図2】将来目指すべき総人口の推計(土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率*の向上による人口増加を想定した場合)



(3) 人口増加を図るために取り組む土地区画整理事業及び合計特殊出生率*の向上についての考え方は、次のとおりです。

ア 土地区画整理事業の実施(表1、図3)

現在、本市では、新座駅南口第2土地区画整理事業、新座駅北口土地区 画整理事業のほか、着工に向けた準備を進めている(仮称)大和田二・三 丁目地区土地区画整理事業の三つの土地区画整理事業を推進しています。 これらに加えて、市域の約42%を占める市街化調整区域*のうち、平林 寺境内林等を除くほぼ全域において土地区画整理事業の実施により自然環 境と都市機能が調和した良好な市街地を形成することで、定住人口の増加 を図ります。

まず、市中央部に広がる市街化調整区域*においては、地下鉄12号線*の延伸を早期に実現させ、(仮称)新座中央駅を中心とした土地区画整理事業(1期:約190ha、2期:約180ha)を実施します。また、JR武蔵野線新座駅周辺の菅沢・あたご、野火止三・四丁目地区(約163ha)及び大和田四丁目地区(約23ha)についても、地域ごとの特性を踏まえながら、土地区画整理事業により水と緑をバランスよく配置した良好な市街地を形成します。

[± 1]	】 土地区画整理事業による増加人口の考え方
【衣丨,	】 土地区画整理事業による増加人口の考え方

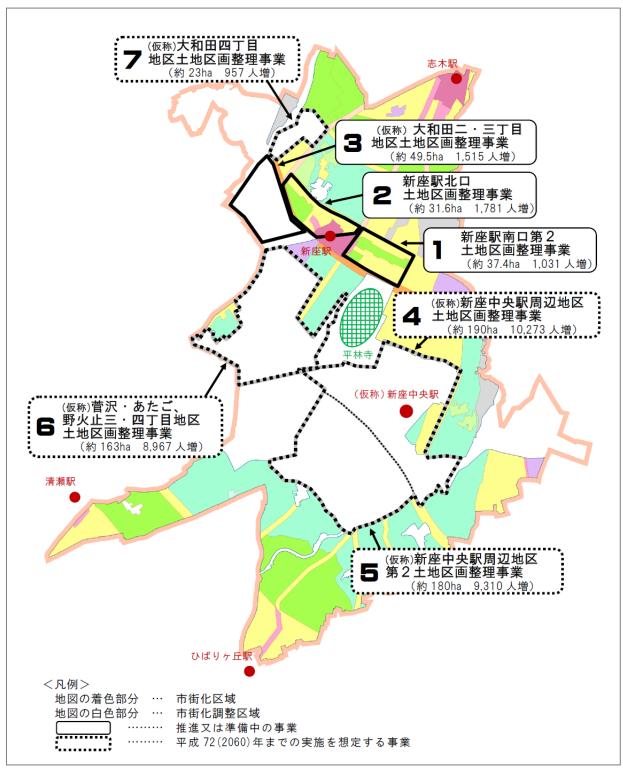
No.	土地区画整理 (仮称を含む		施行面積 (ha)	人口密度(※1) (人/ha)	計画人口 (人)	増加人口(※4)	事業期間 (年度)
1	新座駅南口第2		約 37.4	100	3,700	1,031	H11-31 (1999-2019)
2	新座駅北口		約 31.6	100	3,200	1,781	H20-33 (2008-2021)
3	大和田二·三丁目	地区	約 49.5	60	1,600(%2)	1,515	H23-H32 (2011-2020)
4	新座中央駅周辺	1期	約 190	80	16,500(*3)	10,273	H28-47 (2016-2035)
5	地区	2期	約 180	80	14,400	9,310	H43-57 (2031-2045)
6	菅沢・あたご・ 野火止三・四丁目	地区	約 163	80	13,000	8,967	H53-67 (2041-2055)
7	大和田四丁目地区	Σ	約 23	80	1,800	957	H65-70 (2053-2058)
合計			約 674.5		54,200	33,834	THE BEAUTY OF THE SECOND THE SECO

^{※1} 計画人口を算出する際の人口密度については、国土交通省が示す都市計画運用指針に基づき、駅周辺の高度利用を図る地区は100人/ha、土地利用密度の低い地区は60人/ha、その他の地区は80人/haとする。 なお、計画人口については、十の位を四捨五入した数値とする。

^{※2 (}仮称)大和田二·三丁目地区土地区画整理事業については、産業系用途での土地利用を予定している区域を 除き、住宅が建つ可能性のある約 26.6ha における計画人口を算出する。

^{※3 (}仮称)新座中央駅周辺の 90ha については、「地下鉄12号線[※]の延伸実現に係る新駅周辺地区におけるまちづくり構想」において、具体的な土地利用を想定している。そのため、住宅用地として利用が可能である約 19 ヘクタールの土地において、半分を共同住宅用地として、残りの半分を戸建住宅用地として想定するとともに、共同住宅及び戸建住宅の世帯人数を 3 人と想定することで計画人口を 8,526 人と算出している。その他の区域については 80 人/ha で計算している。

^{※4} 増加人口は、計画人口から平成26年度末の既存人口を差し引いたもの

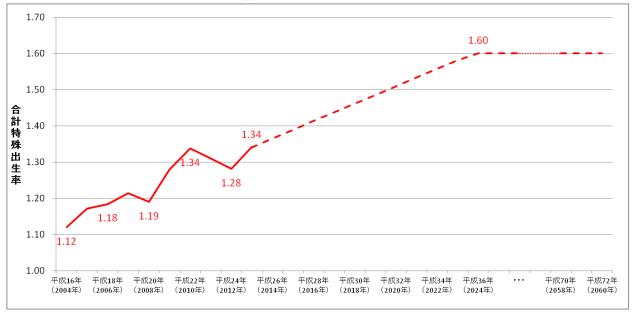


※ (仮称)新座中央駅周辺地区土地区画整理事業は、地下鉄12号線[※]の延伸の早期実現を想定した上で作成したものであり、平成27年度中に示される予定の国の交通政策審議会の答申の位置付けに応じて、見直しを行う場合があります。

イ 合計特殊出生率*の向上(図4)

本市はこれまでも子育て支援施策の充実を図ってきましたが、合計特殊出生率**については、過去最低を記録した平成16(2004)年の実績である1.12から平成26(2014)年の実績である1.29まで上昇しています。国では平成42(2030)年に1.80を、平成52(2040)年に2.07を達成することとして人口を推計していますが、都市部に位置する本市では現実的な数値ではありません。そこで、本市ではこれまでの実績から、今後も同様の伸び率でおおむね年に0.024ポイントずつ上昇することを見込み、平成45(2024)年に1.60を達成し、それ以降はこれを維持することを目指します。

【図4】本市の合計特殊出生率※の推移及び目標値



人口ビジョン

平成72(2060)年までの人口を 推計し、目標人口を定めるもの

- 本市の総人口は、現状の 人口動態のまま推移すると 平成37(2025)年をピークに 人口減少に転じる見込みで
- そこで、人口増加を図る ための取組及びこの取組に より目指す目標人口を次の とおり定めます。

目標人口

- 土地区画整理事業の実施 に伴う転入者数・定住人口 の増加を目指します。
- ◆ 合計特殊出生率について、 平成36(2024)年に1.60を達 成することを目指します。
- この2点を仮定した人口推 計に基づき、総人口につい て、平成72(2060)年に約18 万6.000人を達成することを 目指します。



総合殿略

目標人口の達成に向けた地方創生の基本方針及びこれに基づき平成27年度~平成31年度に達成を目指す基本目標を位置付けるもの

基本方針

本市の強みを最大限にいかし、田舎の心地よさと都会の便利さを兼ね備えた新座ならではの"理 想のまち"を実現することで、住んでみたい、ずっと住み続けたいと思っていただける魅力 的なまちづくりを進め、都市間競争の中で多くの人に選ばれる市を目指していきます。 これにより、転入者数及び定住人口の増加を促進し、将来見込まれる人口減少を回避するととも に、少子高齢化を抑制し、平成72(2060)年に総人口約18万6,000人を達成することを目指します。

基本目標

田舎の心地よさと都会の便利さが 調和したずっと住み続けたいまち

市域全体について都市機能の充実を図ると 同時に、自然環境や農地等を保全・整備を 推進し、水と緑のある良好な市街地の形成 を進めることで転入・定住を促進します。

地域の心でもてなす、 住んでみたいまち、また訪れたいまち

市民や来訪者が、市の自然や歴史・文化に 触れ、新座の魅力を体感できるような観光 都市づくりを進め、観光客の増加による地 域の活性化や転入・定住を促進します。

家族に選ばれる、 子育てに優しいまち

子育て支援の充実を図ることで出生率を向 上させるとともに、新座の雑木林を活用し た自然体験学習など、魅力的な学習環境を 整備することで、子育て世帯の転入・定住 を促進します。

生涯現役、 市民が主役の健康長寿のまち

市民の健康増進や地域活動等を支援するこ とで、市民が生涯健康で、高齢になっても 地域活動の担い手として活躍できる地域社 会をつくり、将来にわたり活力あるまちを 実現します。

地域みんなで守る 安全・安心のまち

災害に強い立地の優位性に加え、自助・共 助・公助のバランスのとれた防災体制の強 化を図るとともに、犯罪・事故の少ないま ちづくりを進めることで、転入・定住を促 進します。

地方創生にいかせる本市の強み

化があります。

都心に近い

都心から約25km圏内にあり、東京都のベッドタ ウンとして発展し、現在まで人口増加が続いて います。

まちづくりの 可能性

市域の約42%を占める市街化調整区域に、良好 な市街地の形成を進めることで、まちが飛躍的 に発展していける可能性を秘めています。

豊かな自然 歴史・文化 現在も豊富に残る雑木林等の自然や農地、平林

食文化

寺、野火止用水等の歴史的文化資産は、観光、 教育などにおける貴重な財産です。 とれたての新座産野菜や古くから伝わる手打ち

うどんなど、新座ならではの魅力を伝える食文

市内3大学

自然学習

国際教育

市民協働

ンティア団体等を通じた地域活動が盛んであり、 市民協働によるまちづくりが進んでいます。 市内には三つの大学があり、様々な事業におけ

雑木林等を活用した自然体験学習や全国に先駆

けて始めた小学校の英会話教育など、市の特色

70%以上の高い加入率の町内会や640もの市民ボラ

をいかした独自の教育を推進しています。

る連携や施設の市民への開放等での協力を頂い ています。

地盤が強いと言われる武蔵野台地上にあるなど、 大規模災害の影響を受けにくい立地です。

9

6 基本方針

これまでの内容を踏まえ、本市が推進する地方創生の基本方針は、次のとおりです。

本市は東京都のベッドタウンとして、現在も人口増加が続いており、国で考える地方創生におけるいわゆる「地方」とは異なる性質を有しています。しかしながら、現状の人口動態のまま推移した場合、総人口は平成37(2025)年の約16万7,000人をピークに、35年間で約2万8,000人減少し、平成72(2060)年には約13万9,000人まで減少する見込みです。市制施行以来、人口減少を経験したことのない本市としては、このような事態に強い危機を持って臨まなければなりません。加えて高齢化率(65歳以上の人口構成比)は、現在(平成27年10月)の24%から、平成72(2060)年には36%まで上昇する見込みです。このような人口減少や少子高齢化は、市税の減収等による市の財政状況の悪化のみならず地域社会そのものの衰退を引き起こすおそれがあります。これらを打開するためには、長期的な視点に立ちつつ今から対策を講じる必要があります。

そのため、本市では、平成72(2060)年に総人口約18万6,000人を達成することを目指し、特に転入者数及び定住人口の増加による人口の増加に主眼を置いて、地方創生を推進します。これまでも本市では、住みよいまちづくりや地域の発展につながる取組として、土地区画整理事業や地下鉄12号線*の延伸促進活動、観光都市にいざづくり、子育て支援や健康増進、安全・安心なまちづくりなどを積極的に進めてきました。これらは、正に人口減少や少子高齢化の問題解決に向けた取組そのものであり、国や他の自治体に先駆けて推進してきたものといえます。今後は、これらを地方創生に向けた取組として改めて位置付け、さらに、従来の取組の範囲にとどまることなく、より広い視野や新たな切り口を持って内容の拡充を図っていくこととします。

本市は、東京圏という恵まれた立地に在りながら、市域の約42%を占める 市街化調整区域**を有しており、今後のまちづくり次第でこれからも飛躍的な 成長が期待できる、他の自治体にはない可能性を秘めています。

また、本市の大きな特長として、雑木林や農地といった緑、野火止用水を始めとするせせらぎ、平林寺等の歴史的文化資産が多く残されており、こうした、水と緑の潤いのある風景は、本市のかけがえのない財産といえます。

そこで、こうした本市の有する強みや特性を最大限にいかし、田舎の心地よ さと都会の便利さを兼ね備えた新座ならではの"理想のまち"を実現すること で、住んでみたい、ずっと住み続けたいと思っていただける魅力的なまちづくりを進め、都市間競争の中で多くの人に選ばれる市を目指していきます。

具体的には、地下鉄12号線*の延伸を何としてでも実現させ、まずは馬場地区を始めとした市中央部の約370haの広大な市街化調整区域*において、(仮称)新座中央駅周辺の土地区画整理事業を行い、住宅や商業施設のほか、緑豊かで防災機能を備えた公園や、道の駅等の観光施設、医療施設、大学等、様々な都市機能を集約した新たな拠点の整備に向けた取組を進めていきます。また、新座駅周辺の菅沢・あたご地区から野火止三・四丁目地区にかけての約163ha、大和田四丁目地区の約23haについても市街化区域*へ編入し、土地区画整理事業を実施することにより、土地の更なる有効活用を図ります。

こうした土地区画整理事業と合わせて、雑木林等の自然環境や農地の保全・整備にも取り組み、水と緑のある良好な市街地の形成を目指します。これは正に他市にできない本市ならではの地方創生であり、この推進こそが日本全体が人口減少に向かう中で本市が更に成長していくための方策であります。

加えて、近隣に比べて高い町内会加入率にも裏打ちされる地域コミュニティの結束の強さや、市民の地域活動への参加意欲の高さも、地方創生を力強く推し進める大きな強みであり、これらをいかした市民、市議会及び市の連帯と協働をより深化させていくとともに、市内の3大学を始めとする関係団体、各関係機関とも広く連携し、市の総力を結集したオール新座体制で地方創生を進めていきます。

そして、これらの取組を通じて、更なる定住人口及び交流人口の増加や地域 経済の活性化を図り、成長を続ける新座市らしいまちづくりの実現を目指しま す。

7 基本目標

基本方針を踏まえ、平成27年度から平成31年度まで推進する地方創生の 取組により、次の五つの基本目標に掲げるまちの実現を目指します。

基本目標及び基本目標の達成に向けて進める具体的な施策については、基本目標及び施策ごとに成果検証を行うための客観的な指標及び成果目標を設定します。

成果目標の見方

指標 … 基本目標の達成度及び施策の進捗度を検証するための客観的な指標を設定します。

基準値… 総合戦略を策定する前(主に平成26年度)の実績値を記載しています。

目標値… 平成31年度までに目指す数値目標を記載しています。

五つの基本目標

基本目標1 田舎の心地よさと都会の便利さが調和したずっと住み続けたいまち

~土地区画整理事業と緑地保全で良好な市街地形成を進めます~

基本目標2 地域の心でもてなす、住んでみたいまち、また訪れたいまち

~自然・歴史・文化を楽しめる体験型観光都市づくりを地域一体で進めます~

基本目標3 家族に選ばれる、子育てに優しいまち

~ 充実した子育て支援と地域の特長をいかした学びの場の提供を進めます~

基本目標4 生涯現役、市民が主役の健康長寿のまち

~健康づくりと地域活動の支援でだれもが活躍できるまちづくりを進めます~

基本目標5 地域みんなで守る安全・安心のまち

~地域コミュニティの活性化で防災・防犯・交通安全の取組を進めます~

<総合戦略における成果目標>

指標	基準値	目標値
総人口	163,107人	166,218人
【企画課】	(平成26年10月)	(平成31年10月)

基本目標1 田舎の心地よさと都会の便利さが調和したずつと住み続けたいまち

~土地区画整理事業と緑地保全で良好な市街地形成を進めます~

<基本目標の達成に向けた成果目標>

指標	基準値	目標値
市街化区域*の割合	5 8 %	69%
【まちづくり計画課】	(平成26年度)	(平成31年度)

【施策の方向性】

本市では、だれもが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う"理想のまち"とは、田舎の心地よさと都会の便利さを兼ね備えたまちと考え、この"理想のまち"を実現することで、都市間競争の中で多くの人に選ばれる市を目指します。

本市は、都心から約25km圏内に在りながら、武蔵野の面影を残す雑木林や農地といった緑、平林寺や野火止用水を始めとする歴史的文化資産を有しており、この"理想のまち"を実現できる可能性を十分に秘めています。これまでも、自然環境の保全と都市機能の充実を合わせて推進し、"理想のまち"の実現につながる良好なまちづくりを進めてきたところです。なかでも、JR武蔵野線新座駅周辺については、市街地の形成を促進するために土地区画整理事業を実施しており、間もなく完了する南口地区については、野火止用水の復元事業を併せて実施するなど、駅周辺の利便性の高い地域に水と緑をバランスよく配置した良好な住環境の形成を進めており、既に計画を上回る人口増加を達成しています。

また、本市には東京都に隣接しながらもこのような良好な市街地を形成できる可能性を秘めた市街化調整区域*が市の中央部を中心に約42%も残されており、これは本市特有にして最大の強みといえます。これまでは、鉄道駅を中心に市域を南北に2分する形で市街地形成が進められてきましたが、今後は市中央部を始めとした市街化調整区域*を有効活用することで市域全体を一つのまちとして一体的に捉え、新座らしい自然環境と都市機能が融合した正に"理想のまち"の形成を目指します。そして、平成72(2060)年までに、市内の市街化調整区域*のうち平林寺境内林等を除く全てにおいて土地区画整理事業などによるまちづくりを進めることで、総人口について、現在の163,674人(平成27年10月)より2万人以上多い約18万6,000人を達成することを目指します。

具体的には、まず、市中央部に広がる市街化調整区域*において、地下鉄12 号線*の延伸を起爆剤として、約370haにも及ぶ土地区画整理事業を実施す ることにより、市中央部における新たな都市拠点を形成します。

また、JR武蔵野線新座駅の周辺地域では、現在、大和田二・三丁目地区において、国道254号沿道に在るなどの立地の優位性をいかし、産業系企業の集積地としての土地利用や周辺環境とのバランスのとれた市街地の形成に向けて土地区画整理事業を計画しており、平成32年度の事業完了に向けて、引き続き地権者との協議を進めるとともに、早期の工事着手を目指します。さらに、菅沢・あたご・野火止三・四丁目地区及び大和田四丁目地区においても、市街化区域*への編入を目指し、地域ごとの特性を踏まえた具体的なまちづくりの方向性を検討していきます。

これらの土地区画整理事業による市街地の形成を進める上では、他の都市部と 似通った画一的なまちとならないよう、にぎわいや活気を生み出す都市機能を充 実させる一方で、時計の針を少し戻し、ゆとりある良質な住環境が整備された、 新座にしかできない、新座ならではのまちづくりを進めます。

具体的には、新座が誇る平林寺や野火止用水を始めとする歴史的文化資産、妙音沢や各所の市民憩いの森などの雑木林といった自然環境、さらには、ふるさとの風情を醸し出し心を和ませる農地を、住みよい住環境や魅力的な観光地の形成になくてはならないものとして、今後も引き続き、地権者の協力を頂きながら大切に保全するとともに、遊歩道の設置等を始めとした周辺環境の整備を進めます。こうした施策の推進により、多くの人に新座は良いまちだ、新座に住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるような、田舎と都会の良さが調和したずっ

【具体的な施策】

施策1 土地区画整理事業や緑地保全等による良好な市街地形成の促進

と住み続けたいまちにいざの実現を目指します。

新座駅北口地区及び市街化調整区域**において、土地区画整理事業を推進し、 それぞれの地域の特性に合わせて、都市機能の充実と緑地の保全等をバランス よく行うことで水と緑の潤いある良好な市街地の形成を進めます。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
新座駅北口土地区画整理		
事業の進捗率	約12%	7 5 %
【新座駅北口土地区画整	(平成26年度)	(平成31年度)
理事務所】		

(1) 新座駅周辺の土地区画整理事業の推進

新座駅南口地区については、駅に近く利便性の高い良好な住環境の整備を進めてきましたが、新座駅北口地区においても新たな市街地の形成を図るために土地区画整理事業を推進し、早期の完成を目指します。

[主な事業]

- ▶ 新座駅北口土地区画整理事業の実施【新座駅北口土地区画整理事務所】
- (2) 大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業の推進

国道254号沿道に在り、新座駅や関越自動車道所沢インターチェンジからも近い距離に位置する大和田二・三丁目地区において、土地区画整理事業を推進します。商工業施設を誘致するなど産業系の土地利用を進めることで、更なる雇用の確保や地域経済の活性化を図るとともに、地権者の意向に合わせて生産緑地指定を行い、良好なまちなみを形成します。

[主な事業]

- (仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進【(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】
- (3) 地下鉄12号線*の早期延伸及び(仮称)新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進

地下鉄12号線*の延伸実現と、延伸によって新たに設置される(仮称) 新座中央駅の周辺地区において、土地区画整理事業を実施し、医療、教育、 文化・芸術、商業等の施設誘致を推進するとともに、緑豊かな公園や遊歩道 を整備するなど、様々な機能を兼ね備えた複合的な都市拠点の形成を目指し ます。

[主な事業]

- (仮称)新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進【地下鉄12号 線延伸促進室】
- ▶ 延伸に向けた調査研究の実施【地下鉄12号線延伸促進室】
- ▶ 関係機関への要望活動の実施【地下鉄12号線延伸促進室】
- > 関係機関との調整・協議の実施【地下鉄12号線延伸促進室】
- ▶ 都市高速鉄道12号線延伸の啓発【地下鉄12号線延伸促進室】
- 都市高速鉄道12号線建設促進基金の積増し【地下鉄12号線延伸促進室】

(4) 新たなまちづくりの検討

市街化調整区域*のうち新座駅周辺の市街化区域*に隣接する菅沢・あたご・野火止三・四丁目地区及び大和田四丁目地区については、土地区画整理事業を行うことで更なる土地の有効活用が可能です。

そこで、地域ごとの特性を踏まえながら、便利で快適に暮らせる、水と緑の潤いのある良好な市街地の形成を目指し、具体的なまちづくりの方向性を検討します。

[主な事業]

▶ 市街化調整区域※の有効活用【まちづくり計画課】

施策2 雑木林とせせらぎ、農業に親しめる環境の保全・整備

土地区画整理事業による市街地の形成と合わせて、市域に残る雑木林や野火 止用水、農地といった水と緑の保全を進めます。また、市民や来訪者が水や 緑に親しむことのできるよう、緑地の維持管理や親水空間の整備等を行います。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
みどりの保全協定**緑地 (市民憩いの森) 箇所数 【みどりと公園課】	13か所 (平成26年度)	21か所 (平成31年度)

(1) 緑地の保全及び親水空間の整備

平林寺境内林、野火止用水、妙音沢等の保全・整備を進め、市民や来訪者が豊かな自然に親しめる環境を整えます。

[主な事業]

- ▶ 平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備【みどりと公園課】
- ▶ 妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備【みどりと公園課】
- ▶ 野火止用水の復元事業の実施【道路課】

(2) 市民及び関係団体との協働による環境保全活動の推進

雑木林等については、本市独自の制度であるみどりの保全協定*により、 地権者から借り受けた緑地を「市民憩いの森」として開放しています。引き 続き、こうした諸制度を活用した緑地の保全に努めます。また、これらの自 然環境の保全に当たっては、グリーンサポーター*等の市民及び関係団体と の協働により取り組みます。

[主な事業]

- ▶ 市民憩いの森の保全・整備【みどりと公園課】
- ▶ 緑地協定制度の充実【みどりと公園課】
- ▶ ボランティア団体による緑地保全活動の実施【みどりと公園課】
- ▶ 野火止用水クリーンキャンペーンの実施【生涯学習スポーツ課】

(3) 農地の保全及び農業支援

本市には農地が多くあり、ふるさとの面影を残す良質な住環境の形成の一端を担っています。そこで、土地区画整理事業を推進する上では、都市機能の充実と合わせて農地の保全や農地の集積を図ります。また、農地の更なる活用を図るため、農業の経営改善及び生産力増強に対する支援を行うほか、農園の利用者が農家の指導を受けながら農作業を体験できる体験型農園の推進や、観光客等を対象にした収穫体験の実施などを進めます。

[主な事業]

- ▶ 生産緑地指定の推進【みどりと公園課】
- 農業近代化資金等利子補給金制度の充実【経済振興課】
- 都市農業推進対策事業への助成【経済振興課】
- 農業団体への支援【経済振興課】
- ▶ 体験型農園等の推進【経済振興課】
- ▶ 新座産農産物のブランド化に向けた検討【経済振興課、観光推進課】

基本目標2 地域の心でもてなす、住んでみたいまち、また訪れたいまち

~自然・歴史・文化を楽しめる体験型観光都市づくりを地域一体で進めます~

<基本目標の達成に向けた成果目標>

指標	基準値	目標値
観光入込客数※【観光推進	535,090人	1,000,000人
課】	(平成26年)	(平成31年)

【施策の方向性】

本市の目指す観光は、市が有する武蔵野の面影を残す雑木林を始めとする豊かな自然環境や平林寺、野火止用水等の歴史的文化資産といった観光資源をいかし、外国人を含めた来訪者や市民自身が新座の魅力を発見し、半日でも普段着で自然や歴史・文化を気軽に体験できるようなふれあい型の観光です。

本市は、平成18年度を観光都市づくり元年として、これまで10年間、観光都市にいざづくりを推進し、来訪者が市内の各見どころをウォーキングで巡ることのできる環境を整備するとともに、新たな見どころや特産品づくりを進めてきました。

このような中で、国では、観光庁を中心に訪日旅行促進事業**(ビジット・ジャパン事業)等の観光立国に向けた取組を推進しており、外国人観光客は、平成16(2004)年に約614万人であったものが、平成27(2015)年には2,000万人に迫る勢いで増加しています。今後も国は、平成32(2020)年までに外国人観光客3,000万人の受入れ体制を整備する方針であり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の影響なども合わせて考えると、訪日外国人観光客数はますます増加することが予想されます。

そこで、本市においても、今後はこうした国の動きに呼応して外国人観光客を積極的に誘致します。幸いにも、本市は、世界的に知名度が高く国内外から多くの観光客が訪れる東京都に隣接するという好立地に恵まれ、関東を代表する禅修行の専門道場を有する平林寺や武蔵野の面影を残す雑木林等の風景、更には手打ちうどんを始めとする日本食の文化など、外国人観光客にとっても魅力的な観光資源を豊富に有しています。こうした好条件を存分に活用し、坐禅体験や茶道体験等の体験型観光の確立、歴史や文化でつながりのある川越市や三芳町などの近隣自治体と連携した新たな観光ツアーの創出、市民と外国人観光客との国際交流の促進など、満足度の高い観光地の形成に向けて観光都市にいざづくりの取組を

更に発展させます。そして、平成26年は約53万5,000人ほどであった本市の年間の観光客数を、地方創生の取組が目標とする平成72(2060)年には年間300万人とすることを目指し、新たな魅力の創出に加え、受入れ体制の強化を進めます。

受入れ体制の強化については、ソフト面では、これまでも市民及び市内関係団体と市との協働による様々な事業が展開されており、来訪者に対する市民のおもてなしの心は、本市の最大の観光資源となっています。そこで、今後も観光都市づくりにおける市民協働の取組を更に進めるとともに、外国語ボランティアを始めとする市民ボランティアの養成や市民ボランティア団体への支援等を行い、オール新座体制で観光客をもてなす地域づくりを進めます。ハード面では、平林寺を中心とした観光地周辺の遊歩道整備や市役所新庁舎の建設に合わせた観光拠点の拡充など快適に観光を楽しめる環境整備を図ります。

一方、観光都市づくりの推進に当たっては、本市を訪れた方に本市に住んでみたいと思っていただくだけではなく、この取組を契機として市民が自ら暮らすまちの魅力を再発見し、新座に愛着と誇りを持っていただくことも重要です。また、将来を担う子どもたちにも新座の自然と歴史に触れ合う中で郷土愛を育み、市民のだれもが、ずっと住み続けたいと思っていただけるような、住んでよしのまちをつくることも大きな目的の一つです。

さらに、本市の観光都市づくりにおいては、障がい者や高齢者の活躍の場という福祉の側面から捉えた取組も推進していきます。例えば、本市が目指すワイナリーの整備やシイタケの里づくりの推進においては、障がい者や高齢者にもお手伝いいただき、生産加工されたワインやシイタケを商品化し、販売することで、障がい者や高齢者の働く場としてだけではなく、生きがいづくりの場として位置付けていきます。

これらの自然や歴史、多様な人材の活躍、地域のおもてなしなどによる観光都市づくりの推進により、住んでよし、訪れてよしの観光都市にいざづくりを更に加速させます。

【具体的な施策】

施策1 だれもが安全かつ快適に観光ができる環境の整備

市民及び外国人観光客を含めた来訪者が、市内の見どころを安全かつ快適に 巡ることができるよう、ウォーキングルート及び周辺環境の整備を進めるとと もに、ボランティアガイドや観光マップ等を通じた情報提供の充実を図ります。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
観光ボランティアガイド		
登録者数	6 1 人	150人
<うち、外国語対応可能	<2人>	<50人>
者数>	(平成26年度)	(平成31年度)
【観光推進課】		

(1) ウォーキングルート及び周辺環境の拡充

市役所新庁舎の建設に合わせた観光拠点の拡充や、市内の見どころを安全かつ快適に巡ることのできる遊歩道等の整備を進めるほか、健康増進の点からも市民のウォーキングを促進するため、新たなウォーキングルートの創出を進めます。

〔主な事業〕

- ▶ 野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備【道路課】
- ▶ 市役所新庁舎の建設に合わせた観光拠点の拡充【新庁舎建設推進室、 観光推進課】
- ▶ 地域別フラワーロードの設定【観光推進課】
- ▶ 雑木林とせせらぎの散策ルートの設定【観光推進課】
- ▶ 平林寺を中心としたウォーキングルートの設定【観光推進課】
- ▶ ほっとぷらざ、歴史民俗資料館、公民館を起点としたウォーキングルートの設定 「生涯学習スポーツ課、観光推進課」
- ▶ 新座市公園健康器具設置計画と連動したウォーキングルートの設定【みどりと 公園課、観光推進課】

(2) 来訪者への情報提供の充実

外国人観光客を含めた来訪者が、情報面において不自由なく観光を楽しめるように、ボランティアガイド、観光マップ等による案内を充実させます。

特に、外国語ボランティアについては、公立小中学校の英会話講師(SET)*・英語指導助手(AET)*や市内3大学の大学生(留学生)との連携に加え、中学生の国際交流の機会としての活用も視野に、新たな視点で拡充を図っていきます。

また、観光プラザのほか、市内の店舗等において観光情報の提供等を行うまちなかの観光案内機能の拡充や、公衆無線LAN(Wi-Fi)*環境の整備を進めるなど、情報提供の充実を図ります。

[主な事業]

- ▶ 観光ボランティアガイドの充実【観光推進課】
- 外国語ボランティアの充実【観光推進課、指導課】
- ▶ 外国語併記の観光マップ・ガイドブックの作成、配布【観光推進課】
- 外国人向け観光情報紙の作成、配布【観光推進課】
- ▶ QRコード※を活用した観光案内の作成【観光推進課】
- ▶ 観光インフォメーションコーナーの充実【観光推進課】
- ▶ 公衆無線LAN (Wi-Fi)*環境の整備【観光推進課】
- ▶ インターネット(SNS*、ホームページ等)及びメディアの有効活用【観光推進課】
- ▶ 大学との連携事業の拡充(再掲)【企画課、観光推進課】

施策2 観光の魅力向上とシティプロモーション*の推進

本市の観光資源の魅力を更に高めるため、市民協働の取組により各見どころの拡充を図るほか、地域経済の活力につながる農業・商工業を支援します。

また、新たな取組として、川越市や三芳町など歴史や文化でつながりのある近隣自治体と連携した広域的な観光事業の推進に向けた検討を行います。

あわせて、様々なメディアを活用したPR活動を推進等により、本市の魅力を市内外に広く発信することで、多くの人を呼び込み、地域活性化を図るシティプロモーション*を推進します。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
ユニバーサル農業*による生産量 【経済振興課、観光推進 課、みどりと公園課、障 がい者福祉課、長寿支援 課】	シイタケの生産量 0 kg ブドウの生産量 0 kg (平成 2 6 年度)	シイタケの生産量100kg ブドウの生産量600kg (平成31年度)

(1) 市民及び関係団体との協働による市の見どころの拡充

市民、産業観光協会、市内3大学等の関係団体との協働により、新座みかん園等の市の見どころについて、環境の整備や観光資源としての更なる活用を図るとともに、各観光交流拠点において、多くの人が本市を訪れ、魅力を体験する契機となるようなイベントを開催します。

また、観光都市づくりの更なる発展に向けた新たな取組について調査研究を進めます。具体的には、高齢者や障がい者への就労支援や社会参加のきっかけとしてのワイナリーやシイタケの里、わさび園等におけるユニバーサル農業*のほか、外国人観光客を新たなターゲットとして、本市の歴史や文化に関する理解を深めることができるうどん打ち体験や坐禅体験等の体験型事業の構築を行います。

また、近隣自治体と連携した観光事業を推進するため、野火止用水の流域 自治体9市(新座市、立川市、東大和市、小平市、東村山市、東久留米市、 清瀬市、朝霞市、志木市)で構成する野火止用水サミット*関連事業を推進 するほか、新たに歴史や文化でつながりのある川越市や三芳町などの近隣自 治体と協議会を設置し、都心から川越に至るまでの観光ルートに、平林寺の 坐禅体験等を始めとした本市の魅力で新たな味付けを加えるなど、様々な切 り口から広域的な観光事業の推進に向けた検討を行います。

[主な事業]

- ▶ 新座みかん園の運営【観光推進課】
- ▶ ワイナリーの整備【観光推進課】
- ▶ シイタケの里づくりの推進【みどりと公園課】
- ▶ わさび園の整備【みどりと公園課】
- ▶ ユニバーサル農業*の推進体制の構築【経済振興課、観光推進課、みどりと公園課、障がい者福祉課、長寿支援課】
- ▶ 観光農業の推進【経済振興課】
- ▶ "すぐそこ新座"春まつりの実施【観光推進課】
- ▶ オープンカフェの実施【観光推進課】
- ▶ 市民まつりへの支援【経済振興課】
- ▶ ホタルの里づくりの推進【コミュニティ推進課】
- ▶ 野火止用水サミット※関連事業の推進【観光推進課】
- ▶ 野火止用水の復元事業の実施(再掲)【道路課】
- ▶ 文化財説明板の設置【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 新座手打ちうどん名人認定事業の推進【観光推進課】
- 産業観光協会への支援【観光推進課】
- 体験型事業の構築【観光推進課】
- 川越市及び三芳町と連携した観光推進のための協議会の設置【観光推 進課】
- ▶ 他自治体や民間企業等と連携した広域観光事業の推進【観光推進課】

- ▶ 農商工の協力体制の構築【経済振興課】
- > 大学との連携事業の拡充【企画課、観光推進課】

(2) 新座の魅力の発信

本市の魅力を更に市内外に発信するため、特産品等を新座ブランドとして 認定する新座ブランド認定事業**や、寄附者に対して新座の特産品等を送付 するふるさと納税促進事業を推進します。

また、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」や観光親善大使*によるPR活動の推進のほか、関係団体と連携した取組や、民間事業者、メディア等を活用した情報発信についても視野を広げて検討します。

[主な事業]

- ▶ 新座ブランド認定事業※の推進【観光推進課】
- ▶ ふるさと納税促進事業の推進【企画課】
- ▶ イメージキャラクター「ゾウキリン」の活用【観光推進課】
- ▶ 鉄腕アトムキャラクターの活用【観光推進課】
- ▶ 観光親善大使*によるPR活動の推進【コミュニティ推進課】
- ▶ インターネット(SNS*、ホームページ等)及びメディアの有効活用(再掲)【観光推進課】
- ▶ 外国語併記の観光マップ・ガイドブックの作成、配布(再掲)【観光 推進課】
- 外国人向け観光情報紙の作成、配布(再掲)【観光推進課】

(3) 観光資源となる農業・商工業の支援

市内で生産される野菜は、重要な観光資源の一つであり、飲食店や商店は、観光地としての重要な要素となるものです。そこで、こうした観光都市づくりや地域経済の推進力となっている農業・商工業の事業者に対し、支援を実施します。

また、農地を観光の見どころの一つとして活用するため、収穫体験の実施などを進めます。加えて、営農環境の改善等の支援を進め、農業生産力の増強を図るとともに、商業関係者や市内の大学の食物系学科と連携した果物の加工品の開発、生産、販売等の検討を進めるなど、収益性の高い経営形態への転換を促進します。

さらに、地域の魅力である優良な特産品等を新座ブランドとして認定し、 商品の付加価値によるイメージアップやPRの推進を図ります。

[主な事業]

- ▶ 農業近代化資金等利子補給金制度の充実(再掲)【経済振興課】
- 都市農業推進対策事業への助成(再掲)【経済振興課】
- ▶ 農業団体への支援(再掲)【経済振興課】
- 中小企業融資利子補給制度の充実【経済振興課】
- 起業者等への開業資金調達の支援【経済振興課】
- ▶ 商工会に対する支援【経済振興課】
- ▶ 新座ブランド認定事業※の推進(再掲)【観光推進課】
- ▶ 産業観光協会への支援(再掲)【観光推進課】
- ▶ 農商工の協力体制の構築(再掲)【経済振興課】
- ▶ 体験型農園等の推進(再掲)【経済振興課】
- 新座産農産物のブランド化に向けた検討(再掲)【経済振興課、観光 推進課】
- ▶ 大学との連携事業の拡充(再掲)【企画課、経済振興課】

基本目標3 家族に選ばれる、子育てに優しいまち

~ 充実した子育で支援と地域の特長をいかした学びの場の提供を進めます~

<基本目標の達成に向けた成果目標>

指標	基準値	目標値
合計特殊出生率*	1. 34	1. 48
【企画課】	(平成25年)	(平成31年)

【施策の方向性】

人口減少とともに、日本全国で大きな課題になっていることが少子高齢化の進行です。少子化の進行を抑制するためには、子育て世代の転入に加え、合計特殊出生率*の上昇が必要です。そこで、本市では、子育てにやさしい、安全・安心な住環境の整備を積極的に推進し、遊びや学びの体験を通して豊かな子ども時代が過ごせる、選ばれる子育てタウン、家族で住み続けたい新座の実現を目指します。

本市では「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を掲げ、こども医療費の18歳までの無料化や、保育所等の整備による保育所待機児童の解消に向けた取組を行うなど、子育てを応援するまちづくりを進めてきました。その結果、合計特殊出生率*は、おおむね上昇傾向にあり、また、転入者の年齢構成を見ると特に幼児や30代が多いことなどから、子育て世帯に多く移り住んでいただけているものと考えられます。

しかしながら、いわゆる2025年問題**や更にその先の平成72(2060)年を見据えて現役世代に過度の負担が掛からない持続可能な自治体であり続けるためには、今後はこれまで以上に子育て支援策の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要があります。また、本市が目指す合計特殊出生率*1.60を早期に達成し、その水準の維持向上を図るとともに、更なる子育て世帯の転入を促進し、世代間人口の均衡を図っていく必要があります。

そのためには、子どもを産み育てやすい環境の整備が喫緊の課題です。

また、充実した国際教育の実施も、本市の子育て支援における強みの一つです。本市では、平成15年度に国の国際化教育特区**の認定を受け全国に先駆けて小学校における英会話教育を実施してきましたが、グローバル化した社会における人材の育成という観点から、今後はますますその充実が求められるものと考えます。そこで、学校教育の充実はもちろんですが、新座市国際交流協会などの関係団体や市内3大学、海外の友好(姉妹)都市との連携を強化することなどにより、本市がこれまで力を入れてきた国際教育を更に拡充します。

また、子どもを持ちたいと望む人が希望どおりの出産・子育てを実現できるための環境づくりについては、妊産婦や子どもが受診しやすい医療体制の確立に向けた取組を進めるとともに、保育園の待機児童ゼロに向け、仕事と子育ての両立を支援するための保育環境の充実を図ります。さらに、多子世帯における育児負担を抑制するため、第3子以降の保育料の原則無料化を引き続き実施します。学校給食費については、第3子以降を無料にする軽減措置の導入を目指すとともに、財政状況等を見ながら更なる助成の拡大について検討をしていきます。加えて、本市では子どもたちの放課後の活動を充実させるため、小学校の体育館や図書室、音楽室等を活用した「子どもの放課後居場所づくり事業(ココフレンド)**」を平成24年度から開始し、平成27年度までに7校で開設しました。今後も核家族化の進行や共働き世帯の増加等が見込まれ、全ての子どもが大人の見守りの下、安全・安心に過ごすことができる環境を確保することは、ますますその必要性が高まるものと見込まれており、本事業は、大規模化・狭あい化*が課題となっている放課後児童保育室の受け皿等としても期待されています。そこで、市内全17校の小学校でのココフレンド事業の早期実施を目指します。

さらに、近年、携帯電話や携帯ゲーム機等の普及により、外遊びの機会が減少しており、外遊びを通じた様々な実体験による心身の育成の場の創出が重要な課題となっています。そこで、本市が誇る雑木林などの豊富な自然環境を活用し、子どもたちが自由な発想で近所の雑木林等で楽しめる新座ならではの遊び場の創出に取り組みます。

こうした子育て支援の取組により、子育て世帯が新座で子どもを産み、育てたいと憧れる、家族に選ばれる子育てに優しいまちの実現を目指します。そして、新座で育った子どもたちが地域に愛着や誇りを持ち、ずっと新座に住み続けたいと感じていただける、ふるさと新座づくりを進めます。

【具体的な施策】

施策1 安心して出産・子育てできる環境の整備

出産及び子育てを希望どおりに実現するため、医療環境や保育環境の整備を 始めとする子育て支援施策の充実を図るとともに、若者や女性の就労支援等に より、仕事と子育ての両立を促進します。

さらに、多子世帯の保護者の経済的な負担を抑制するため、小中学校の給食費について第3子以降を無料にする軽減措置の導入を目指します。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
待機児童数※(市基準)	127名	0 名
【子育て支援課】	(平成26年4月)	(平成31年4月)

〈参考〉待機児童数※(国基準) … 33名

(1) 妊産婦及び子どもの医療サービスへの助成

出産・子育てにおける健康面への不安の軽減を図るため、妊産婦及び乳幼児の健康診査の充実やこども医療費を助成に取り組み、市民が医療サービスを受けやすい環境づくりを進めます。あわせて、医療体制の整備に向けて、国等への働きかけや近隣自治体と連携した取組を進めます。

〔主な事業〕

- ▶ 好産婦健康診査の充実【保健センター】
- ▶ 乳幼児健康診査の充実【保健センター】
- ▶ こども医療費の助成【児童福祉課】
- ▶ 朝霞地区小児救急医療・周産期医療寄附講座への支援【保健センター】
- ▶ 第3子以降の小中学校給食費の原則無料化の実施【学務課】

(2) 保育環境の整備

待機児童の解消に向けて民間保育園の新設等に向けて積極的に取組を進め、 待機児童ゼロを目指します。特に 0 歳から 2 歳までの待機児童対策が喫緊の 課題であることから、民間保育園の新設、増設の支援のほか、認定こども園 の普及促進、家庭保育室の小規模保育事業への移行支援など、多様な保育 サービスの拡充を図ります。さらに、小規模保育事業等における保育サービ スの充実を促進するとともに、 2 歳まで小規模保育事業等でサービスを受け ていた児童全員が、就学までの期間も引き続き保育サービスを受けられるよ うに、 3 歳児以降の受入れ枠の拡大や幼稚園長時間預り保育事業の実施園の 拡大等を進めます。加えて、延長保育や休日保育、病後児保育については、 実施園の拡大等を目指した検討を進めます。

さらに、就学前における子どもの学力向上を図るため、幼稚園と保育園で統一した教育カリキュラムを作成し、実施するとともに、公立小中学校の英会話講師(SET)*・英語指導助手(AET)*を保育園に派遣し、保育園児が英語に触れ合う機会を創出します。

また、多子世帯の保育料については、保護者の経済的な負担を軽減するため、引き続き第3子以降の原則無料化を実施します。

大規模化・狭あい化*が進む放課後児童保育室については、施設の整備を進めます。また、放課後児童保育室と連携した子どもの放課後居場所づくり事業(ココフレンド)*については、学生ボランティアに協力いただくための仕組みづくりや大学のカリキュラムの一環としての学生による運営補助など、市内3大学との更なる連携強化を図ることなどにより、実施時間の延長や実施校の全校への早期拡大等事業の拡充を進めます。

[主な事業]

- ▶ 民間保育施設の新設・建替えへの支援【子育て支援課】
- 幼稚園長時間預り保育事業への助成【子育て支援課】
- ▶ 福祉型児童発達支援センターの整備【障がい者福祉課】
- ▶ 多様な保育サービスの充実【子育て支援課】
- ▶ 就学前教育統一カリキュラムの作成、実施【子育て支援課、指導課】
- ▶ 英会話講師(SET)*・英語指導助手(AET)*と保育園児の交流の実施【子育て支援課、指導課】
- ▶ 第3子以降の保育料の原則無料化【子育て支援課】
- ▶ 放課後児童保育室施設の整備【子育て支援課】
- ▶ 子どもの放課後居場所づくり事業(ココフレンド)*の拡充【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 大学との連携事業の拡充(再掲)【企画課、生涯学習スポーツ課】

(3) 子育てへの支援体制の充実

家庭における教育力の向上や育児不安の解消を図るため、子育でに関する情報提供及び相談体制の充実を図るほか、市民同士の仲間づくりや交流の場としてイベント等を開催します。また、こうした子育で支援の拠点となる地域子育で支援センターについて、各小学校区に1か所の設置に向けた取組を進めます。

あわせて、保護者のニーズに合った幼稚園・保育園等の施設や地域の子育て支援サービスを適切に選択できるように、情報提供や相談を行い、総合的に子育てをサポートする利用者支援員を窓口に配置する利用者支援事業の拡充を図ります。

さらに、児童を一時的に保育園等で預かる一時保育等の充実を図り、保護者の心理的、肉体的な育児疲れの解消や気分転換、リフレッシュの機会の拡充に努めます。

[主な事業]

- 児童福祉相談の充実【児童福祉課】
- 家庭児童相談室の充実【児童福祉課】
- 利用者支援事業の実施【子育て支援課】
- ▶ 多様な保育サービスの充実(再掲)【子育て支援課】
- ▶ ファミリー・サポート・センターの充実【子育て支援課】
- 地域子育て支援拠点事業の実施【子育て支援課】
- ▶ 子育て理解講座の実施(子育て支援ネットワーク事業) 【子育て支援 課、中央公民館】
- ▶ 子育てに関する情報の提供(子育て支援ネットワーク事業) 【子育て 支援課】
- ▶ 子育てネットワークフェスティバルの実施(子育て支援ネットワーク事業)【子育て支援課】

(4) 若者・女性への就労及び社会参加への支援

出産・子育てにおける経済的な不安の軽減を図るため、特に若者や女性の 就労に対して相談体制や情報提供の充実を図ります。また、子育てと仕事の 両立ができるよう、保育環境の充実を図るほか、就労環境の整備について事 業者への支援や働きかけを行います。

また、特に若者及び女性が更に活躍できる社会の実現を目指し、市内3大学と連携した取組を進めるほか、市が主催する会議や講座においては、子どもを持つ人も参画できるよう託児サービスを実施します。

「主な事業」

- ▶ ふるさとハローワークの設置【経済振興課】
- 内職相談の実施【経済振興課】
- ▶ 事業者への啓発の実施【経済振興課】
- ▶ 働きやすい職場づくりの推進【人権推進課】

- ▶ 事業所内保育所への助成制度の検討【子育て支援課】
- 子育て応援企業の認定制度の検討【子育て支援課】
- ▶ 勤労者向け相談業務の実施【経済振興課】
- ひとり親家庭就業支援の実施【児童福祉課】
- ▶ 大学と連携した若者・女性のキャリアアップ支援【経済振興課】
- ▶ 市が開催する会議・講座等における託児サービスの実施【子育て支援 課】
- ▶ 民間保育所の新設・建替えへの支援(再掲)【子育て支援課】
- ▶ 幼稚園長時間預り保育事業への助成(再掲)【子育て支援課】
- ▶ 多様な保育サービスの充実(再掲)【子育て支援課】
- ▶ 放課後児童保育室施設の整備(再掲)【子育て支援課】
- ▶ 子どもの放課後居場所づくり事業 (ココフレンド) *の拡充 (再掲) 【生涯学習スポーツ課】

施策2 新座ならではの国際教育及び自然体験学習の推進

子どもたちが、快適で安全な環境で学校教育を受けられることはもちろん、全国に先駆けて取り組んできた小学校における英会話教育を始めとした国際教育の充実を図ります。また、本市の特長である田舎の心地よさを感じさせる雑木林や農地を活用した学習、遊びの機会を提供し、地元の自然の中で子どもが地域への愛着を育みながら成長していける環境を整備します。さらに、地域ぐるみで子どもを見守り育むコミュニティづくりやボランティア団体の活動等を促進・支援します。こうした魅力的な教育環境づくりにより、子育て世帯の転入・定住の促進を図ります。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
子どもの放課後居場所づ		
くり事業(ココフレン	6 校	17校(全小学校)
ド)*実施校数	(平成26年度)	(平成31年度)
【生涯学習スポーツ課】		

(1) 学校施設の整備及び特色ある学校教育の推進

本市は、県内で最も早く平成17年までに市立小中学校の校舎、体育館について構造体の耐震化とともに、全小中学校のトイレ改修を完了させました

が、今後も引き続き、学校施設の改修を進め、快適で安全な教育環境を維持します。

また、平成15年に「国際化教育特区*」の認定を受け全国に先駆けて取り組んできた小学校における英会話教育について、更なる充実を図ります。

さらに、新座の特長である雑木林や農業に親しみながら学習する機会として、学校教育農園・学校教育林の更なる活用を図ります。

[主な事業]

- ▶ 学校施設の改修【教育総務課】
- 英会話教育の充実【指導課】
- ▶ 国際交流関係団体との連携の推進【コミュニティ推進課】
- ▶ 友好姉妹都市との連携の推進【コミュニティ推進課】
- 大学との連携事業の拡充【企画課】
- 学校教育農園・学校教育林の活用【学務課】
- (2) 市民及び関係団体との協働による国際交流の機会の充実

本市の特色である国際教育を更に有意義なものとし、小中学生が早くから 国際的な力を身に付けることができるように、友好姉妹都市や市民及び関係 団体と連携して、新たな国際交流の機会を設けるなど、更なる充実を図りま す。

具体的には、新座の自然や歴史について外国人観光客に案内をするガイド体験の実施、スポーツ・文化を通じた国際交流の推進等について検討を進めます。また、希望する中学生が留学やホームステイを体験できるように支援するため、友好姉妹や民間旅行事業者等と連携した取組について、検討を進めます。

[主な事業]

- ▶ 友好姉妹都市との連携の推進(再掲)【コミュニティ推進課】
- ▶ 国際交流関係団体との連携の推進(再掲)【コミュニティ推進課】
- 外国語ボランティアの養成(再掲)【観光推進課】
- (3) 市民及び関係団体との協働による新座の自然・文化に親しむ学習環境や遊び場の整備

市民及び関係団体との協働により、子どもたちが雑木林等の自然や農業、歴史・文化に親しみながら楽しく学び、遊べる機会の提供や、こうした取組を行う関係団体への支援を行います。

[主な事業]

- ▶ 新座っ子ぱわーあっぷくらぶの実施【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 子どもの放課後居場所づくり事業 (ココフレンド) *の実施(再掲) 【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 子ども大学にいざの実施【生涯学習スポーツ課】
- 雑木林等を活用した子どもの学習・遊びの機会の提供・支援【関係各課】
- (4) 地域ぐるみで子どもを見守り育むコミュニティづくりの促進・支援 地域コミュニティの核となる町内会活動を支援するとともに、市民ボラン ティア等の自主防犯パトロールの取組への支援など、地域で子どもを見守る 環境づくりを進めます。

[主な事業]

- ▶ 防犯関係団体の活動支援【市民安全課】
- ▶ 関係機関との連携による防犯体制の整備(再掲)【市民安全課】
- ▶ 町内会活動への支援【コミュニティ推進課】

基本目標4 生涯現役、市民が主役の健康長寿のまち

~健康づくりと地域活動の支援でだれもが活躍できるまちづくりを進めます~

<基本目標の達成に向けた成果目標>

指標	基準値	目標値
	男性81.97歳	男性84歳
健康寿命※【保健センター】	女性84.87歳	女性87歳
	(平成25年)	(平成31年)

【施策の方向性】

本市においても、既に少子高齢化が進行しており、土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率*の向上により目標人口である平成72 (2060)年に約18万6,000人を達成した場合においても、高齢者の数は現在の2倍近くに増える見込みとなっています。そこで、市民一人一人が健康に年を重ね、高齢になっても生きがいを持って活躍できるような地域社会をつくることで、将来にわたって活力のあるまちの実現を目指します。

本市は、昭和40年代以降、東京都のベッドタウンとして都市化が進展し、これに合わせて働き盛りの世代の人口流入が急速に進みました。そして、現在、この世代が老年人口(65歳以上)に移行することに伴い、本市の高齢化率は加速的に上昇を続けているところです。いわゆる2025年問題*と称される団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となり、税収が減り、介護や医療に係る経費がこれまで以上に増加する時代の到来を見据えますと、高齢社会に対応した市政運営は東京圏に位置する本市においても大きな課題であるといえます。

本市ではこれまでも、市民の健康の保持・増進を支援するため、がん検診や特定健康診査の無料化等により、予防医療の推進を図ってきました。また、地域の集会所等で高齢者を対象に軽体操などを行うにいざ元気アップ広場については、健康づくりの場、高齢者の交流の場として、積極的に開催してきました。

今後は、2025年問題**の到来等により、ますます医療や介護サービスを受ける世代の増加が懸念されることから、市民が健康を保持しながら年を重ねていけるように、予防医療の充実を図るとともに、にいざ元気アップ広場の開催場所や開催回数の拡大やメニューの多様化、ウォーキングによる健康増進などにより、介護予防及び健康づくりを更に推進していきます。

一方、本市は、近隣市と比べてきわめて高い加入率を誇る町内会の活動や、市内 6 4 0 (平成 2 7年 9 月 時点) にも上るボランティア団体の活動が盛んであり、定年退職等により地域社会に戻ってきた団塊世代の多くの方にも、観光都市づく

りの推進や防犯パトロール、緑地の維持保全活動等を通じて、貴重な地域活動の 担い手となっていただいています。

平均寿命が延び、退職後に地域で過ごす年月が長くなった高齢者にとっても、地域に活躍の場があることは、心身の健康に大きな影響があります。また、地域にとっても、高齢者の知恵や経験は大きな財産となるものです。そこで、本人の生きがいづくりにつなげるとともに、減少が見込まれる生産年齢人口(15~64歳)に代わる地域活動の担い手や地域経済を支える貴重な労働力として、高齢者の生涯学習や地域活動、就労の支援に取り組んでいきます。

これにより、元気で活躍できる高齢者を更に増やすとともに、市民一人一人が、 健康で生きがいを持って暮らし、地域活動ができるような、新座に住むとだれも が主人公として生涯活躍できる健康長寿のまちの実現を目指します。

【具体的な施策】

施策1 市民の健康の保持・増進への支援

市民の健康の保持増進と将来的な医療費節減を図るため、予防医療の受診を促進します。あわせて、ウォーキング事業の拡充を図るほか、各地域で健康教室や健康相談を実施するなど、介護予防や健康づくりの推進に取り組みます。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
にいざ元気アップ広場実 施会場数 【長寿支援課】	16会場 (平成26年度)	61会場(全町内会) (平成31年度)

(1) 予防医療の推進

病気の予防や早期発見、早期治療につなげるため、各種予防接種、がん検 診及び特定健康診査について、受診率の向上を目指し、市民が受診しやすく なるよう受診料の助成等に取り組みます。

- ▶ 予防接種の実施【保健センター】
- ▶ がん検診の無料化【保健センター】
- ▶ 特定健康診査の無料化【国保年金課】

(2) 介護予防及び健康づくりの推進

高齢者に対して、介護予防講演会や健康体操、健康相談を実施する「にいざ元気アップ広場」等を開催し、介護予防及び健康づくりの普及啓発を進めます。また、ウォーキングによる健康増進の取組を更に進めるとともに、高齢者いきいき広場や老人福祉センターを拠点として行われている高齢者による趣味や生涯学習、健康づくりなどの多様な活動を通じた社会参加の機会の充実を図ります。

[主な事業]

- ▶ 介護予防普及啓発事業(元気アップ広場の実施)【長寿支援課】
- ▶ ウォーキング事業の拡充【観光推進課、長寿支援課】
- ▶ 健康手帳の普及・活用機会の拡大【保健センター】
- ▶ 健康相談の充実【保健センター】
- ▶ 健康管理に関する講演会の実施【保健センター】
- ▶ 健康教室の実施【保健センター】
- 介護予防・生活支援サービス事業【長寿支援課】
- ▶ 高齢者いきいき広場の充実【長寿支援課】
- ▶ 老人福祉センターの充実【長寿支援課】
- ▶ 大学との連携事業の拡充(再掲)【企画課、生涯学習スポーツ課】

施策2 市民の生きがいづくりへの支援

高齢者を始めとする市民のだれもが生きがいを持って暮らし地域で活躍できるように、生涯学習や地域活動への支援を行います。また、就労意欲のある高齢者に対して関係機関と連携した就労支援に取り組みます。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
ユニバーサル農業※にお		
ける就労者数		
【経済振興課、観光推進	0人	100人
課、みどりと公園課、障	(平成26年度)	(平成31年度)
がい者福祉課、長寿支援		
課】		

(1) 生涯学習及び地域活動への支援

高齢者等の生きがいづくりを支援するため、生涯学習の機会の提供や、ボランティア活動を行うための講座の開催、地域活動に係る情報提供等を行う

とともに、地域コミュニティの核となる町内会や市政の一翼を担うボランティア・市民活動を支援します。地域活動については、高齢者の知恵や経験を地域にいかせるような活動を促進するほか、今後需要が高まることが見込まれる外国人観光客を対象とした外国語ボランティアなど、時代に合った新たなボランティア活動についても高齢者の新たな活躍の場となるように支援を行っていきます。

また、市民及び関係団体と市との連帯と協働や、市内にある3大学との連携をより深め、高齢者の健康増進や体力の向上、生きがいづくりにつながる取組を更に推進します。

〔主な事業〕

- ▶ 市内大学公開講座等の実施【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 市民総合大学の実施【生涯学習スポーツ課】
- 外国語ボランティアの養成(再掲)【観光推進課】
- ▶ ボランティア・市民活動情報の収集・発信【コミュニティ推進課】
- ▶ 生涯学習ボランティアバンクの実施【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 老人クラブ活動への支援【長寿支援課】
- ▶ 町内会活動への支援(再掲)【コミュニティ推進課】
- ▶ 団体交流事業の実施【コミュニティ推進課】
- ▶ 大学との連携事業の拡充(再掲)【企画課、観光推進課、生涯学習スポーツ課】

(2) 高齢者等への就労支援

高齢者に対して、就業機会の提供等を行う公益社団法人新座市シルバー人 材センターに対して支援を行います。

また、市が整備する新座みかん園等において高齢者等への就労や社会参加の機会を提供するユニバーサル農業*の推進体制の構築を目指します。

- ▶ シルバー人材センターへの支援【長寿支援課】
- ユニバーサル農業*の推進体制の構築(再掲)【経済振興課、観光推 進課、みどりと公園課、障がい者福祉課、長寿支援課】

基本目標5 地域みんなで守る安全・安心のまち

~地域コミュニティの活性化で防災・防犯・交通安全の取組を進めます~

<基本目標の達成に向けた成果目標>

指標	基準値	目標値
町内会(自主防災会*)加入率【市民安全課、コミュニティ推進課】	73.1% (平成26年度)	75% (平成31年度)

〈参考〉県南の自治体の町内会加入率平均値 … 約57%

【施策の方向性】

防災、防犯、交通安全の取組を進める上では地域との連携が重要です。地域コミュニティの核となる町内会については、本市は近隣に比べてきわめて高い70%を超える加入率を誇り、地域コミュニティの輪がますます広がっているところです。町内会においては、日頃から住民同士の交流の促進や身近な問題への解決に取り組んでいただいており、市としても、引き続き町内会活動への支援を行うことで、町内会活動の活性化及び市民の自治意識の高揚を図っていきます。

あわせて、災害に強いまちへのニーズは、東日本大震災の発生を契機としてますます高っていますが、本市は、地盤が強固な武蔵野台地*上に位置し、河川の改修等により水害も起こりにくくなっているなど、災害の影響を受けにくい地域といえます。

そこで、今後も更に、公共施設や住宅等の耐震整備や防災意識向上を図る啓発 活動等を進め自助・共助・公助*をバランスよく強化します。

本市ではこれまでも、住宅の耐震診断及び耐震改修への助成を行うほか、市民 及び関係団体と連携した総合防災訓練の実施等により、市民の防災への意識や対 応力を高め、地域の防災力を強化することで、ソフト面での災害に強いまちの形 成に向けた取組を進めてきました。また、ハード面においても、小中学校の校舎 や体育館の構造体の耐震化を県内で最も早く平成17年度には完了したほか、耐 震性防火水槽**や防災倉庫等の防災施設の設置、防災行政無線の難聴地域への対 応等を進め、安全・安心なまちづくりを積極的に進めてきました。

今後も引き続き、公共施設や住宅等の耐震化を進めていきますが、特に、建設を進めている市役所新庁舎については、免震構造*を採用し、大地震直後においても業務の継続性を確保するとともに、災害対策の中枢拠点として必要な諸機能の充実を図ります。住宅についても耐震診断及び耐震改修の普及啓発を進め、耐震化率の向上を図るなど、災害への備えを更に万全にしていきます。加えて、近

年はゲリラ豪雨や台風等の大雨による災害も増加していることから、溢水地域* の解消に向けた浸水対策を推進します。

また、地下鉄12号線*の延伸に合わせて行う(仮称)新座中央駅周辺地区の 土地区画整理事業においては、耐震性防火水槽*や災害備蓄品を備えた駅前公園 を整備するなど、高い防災機能を持った公共施設の整備を計画しています。今後 想定される他の土地区画整理事業による市街地の形成においても、同様に、防災 性の高い住環境の整備を進めていきます。さらに、防災の面からも重要な役割を 果たす緑地については、まちづくりを進めていく上でバランスよく配置していき ます。

災害への対応は、市のみならず、家庭や地域のそれぞれにおいて取り組むとともに、3者が相互に協力しながら進めることも重要ですが、特に、災害時に被害を最小限にとどめ、適切かつ迅速な対応をとるためには、市民一人一人の自助、地域における共助が重要な役割を果たします。

本市では、全ての町内会で自主防災会*が組織されているなど、地域で災害に対応できる体制が整っています。今後は、高齢者や障がい者、女性、子どもに配慮した避難所機能の整備や消防団、自主防災会*への活動支援を引き続き行うほか、より多くの市民の防災意識の向上を目的に防災訓練を実施し、地域の防災力の更なる強化を図ります。

一方で、防犯や交通安全については、町内会を始めとする地域団体で防犯パトロール隊を設置し、地域の巡回や子どもたちの見守り活動を行うなどの取組が積極的に行われています。

市においても、災害時に限らず日常生活において、市民が安心して暮らせるよう、引き続き、防犯関係団体や警察との連携による暴力排除、空家対策等の防犯の取組を推進するとともに、交通安全運動の実施、歩道や自転車が安全に通行できる環境の整備、道路の拡幅、交差点改良などの交通安全の推進を図ります。

これにより、災害時でも日常生活でも、いつでも安心して暮らせる安全なまち を実現することで、多くの人にずっと住み続けたいと思っていただけるまちを目 指します。

【具体的な施策】

施策1 町内会活動の活性化

防災、防犯、交通安全の取組を推進する上で重要な地域コミュニティの核である町内会の活動を支援するとともに、転入者等への案内を通じて、町内会への加入を促進し、町内会活動の更なる活性化を図ります。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
防災訓練を実施する自主 防災会 [※] 数【市民安全 課】	50団体 (平成26年度)	61団体(全自主防災会*) (平成31年度)

(1) 町内会の活動への支援

本市では、全町内会において、自主防災会**が組織され、防災訓練等が実施されているほか、登下校時の子どもの見守りや高齢者の見守り等、防犯及び交通安全の取組が行われているなど、日頃から安全・安心な地域づくりに向けた活動が行われています。市としても、こうした町内会活動を支援するとともに、地域コミュニティをより強固なものにするため、転入者や未加入者等に対して町内会への加入案内を行います。

また、大規模な集合住宅等が新たに建設された場合には、新たなコミュニ ティの形成について支援を行います。

さらに、市と町内会の連携を更に強化するため、市職員が地域に出向き、 行政情報の提供や地域の相談を受け付ける地域担当制*の導入に向けて検討 を進めます。

[主な事業]

- ▶ 町内会活動への支援(再掲)【コミュニティ推進課】
- ▶ 自主防災会*の充実【市民安全課】
- ▶ 町内会への加入促進【コミュニティ推進課】
- 町内会活動拠点の整備【コミュニティ推進課】
- 新たなコミュニティの形成への支援【コミュニティ推進課】
- ▶ 地域担当制※の導入に向けた検討【企画課】

(2) 町内会と連携した自治意識の高揚促進

市立集会所の管理や公園の清掃の委託、防犯灯整備の助成などにより、町内会による地域の施設の維持管理活動を促進するとともに、市民による地域の清掃活動等の自主的な活動を支援します。

また、各町内会で組織される自主防災会*が中心となって取り組んでいる 防災訓練や、地域の祭りやイベント、介護予防教室等の様々な活動の充実を 支援し、町内会活動の活性化を図ることで、市民の自治意識の更なる高揚を 促進します。 加えて、町内会活動については、市内3大学とも連携して取り組むことで、若い世代の関心を高め、世代間を超えた地域コミュニティの更なる拡充を 図っていきます。

[主な事業]

- ▶ 町内会による集会所管理の実施【コミュニティ推進課】
- ▶ 町内会による公園管理の実施【みどりと公園課】
- 市民清掃の日の実施【環境対策課】
- ▶ 防犯灯整備への助成【コミュニティ推進課】
- ▶ 防災訓練の実施【市民安全課】
- ▶ 避難行動要支援者支援制度の充実【長寿支援課】
- 介護予防普及啓発事業(元気アップ広場の実施) (再掲) 【長寿支援 課】
- ▶ 大学との連携事業の拡充(再掲)【企画課、コミュニティ推進課】

施策2 災害に強いまちづくりの推進

地震災害への対策として、公共施設や住宅等の耐震化を進めるとともに、近年 増加する大雨による災害への対策として、溢水地域*の解消に向けた浸水対策を 推進します。また、地域の防災力の強化を図るため、避難所における生活環境の 整備や市民、関係機関と連携した防災訓練等を実施します。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
耐震化率(住宅戸数の耐 震化率)*【建築開発 課】	88% (平成26年度)	94% (平成31年度)

(1) 公共施設や住宅等の耐震化及び浸水対策の推進

公共施設の耐震化を進めるほか、溢水地域*の解消のため、浸水対策を推進します。

また、防災性の高い住環境づくりを促進するため、住宅への耐震診断、耐震改修への助成等を行います。

- ▶ 市役所新庁舎の建設(再掲)(市庁舎の耐震化)【新庁舎建設推進室】
- ▶ 橋りょうの耐震補強【道路課】
- 消防水利(消火栓、防火水槽)の充実【市民安全課】

- ▶ 老朽管、配水本管等の耐震管への更新【水道施設課】
- ▶ 耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】
- ▶ 汚水重要管の長寿命化【下水道課】
- ▶ 雨水管の整備【下水道課】

(2) 地域で災害に対応できる環境の整備

災害が発生した際に、地域で適切かつ迅速に対応できるよう、指定避難所等において必要な物資の備蓄を行うなど、地域の防災環境の整備を進めます。 あわせて、各自主防災会*と市職員の協力体制の構築や防災意識の向上を 目的とした防災訓練を実施するとともに、自主防災会*や消防団の活動への 支援を行い、自助・共助・公助*の防災体制を強化します。

[主な事業]

- ▶ 防災拠点施設の整備(子どもや女性に配慮した避難所環境の整備) 【市民安全課】
- ▶ 防災訓練の実施(再掲)【市民安全課】
- 避難行動要支援者支援制度の充実(再掲)【長寿支援課】
- ▶ 自主防災会*の充実(再掲)【市民安全課】
- ▶ 消防団活動の充実【市民安全課】

施策3 犯罪や交通事故の少ない安全なまちづくりの推進

市民が安心して安全な暮らしを送ることができるまちであり続けるように、市民及び関係団体と連携して防犯及び交通安全の更なる推進を図ります。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
自主防犯パトロール団体 数【市民安全課】	90団体	113団体
	(町内会48、PTA23,他19)	(町内会61、PTA23, 他29)
	(平成26年度)	(平成31年度)

(1) 防犯の推進

新座警察署、市内ボランティア団体等の関係団体と連携し、防犯及び暴力 排除の取組を更に推進するほか、自主的な防犯活動を支援します。また、市 内に点在する空家等が適切に管理されるよう、所有者等に対し、条例に基づ き指導・助言等を実施します。さらに、犯罪被害者の支援を行うとともに、 振り込め詐欺等の被害を防ぐため、市民に対して情報提供及び啓発活動を行 います。

〔主な事業〕

- 防犯関係団体の活動支援(再掲)【市民安全課】
- ▶ 関係機関との連携による防犯体制の整備(再掲)【市民安全課】
- 空家等の適切な管理【市民安全課】
- 悪質商法や振り込め詐欺等の被害の防止に向けた情報提供及び啓発活動の実施【経済振興課】

(2) 交通安全の推進

交通安全を更に推進するため、交通安全団体等と連携した交通安全運動や 交通安全教室の実施等により市民の交通安全意識の向上を図ります。また、 交通危険箇所の解消に向け、道路の拡幅、歩道、自転車が安全に通行できる 環境の整備を実施するほか、道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板等の交通安 全施設の整備を推進します。

また、志木駅南口周辺整備に合わせて駅前ロータリーに地下自転車駐車場を整備するなど、放置自転車対策を進めます。

- 交通安全運動の実施【市民安全課】
- 交通安全教室の実施【市民安全課】
- ▶ 道路の拡幅と歩道、自転車が安全に通行できる環境の整備【市民安全 課、道路課】
- 交通安全施設(道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板など)の整備【市 民安全課】
- 志木駅南口地下自転車駐車場の整備【市民安全課】

8 資料

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略について

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

- ア 人口減少と地域経済縮小の克服
 - (ア) 我が国の人口は2008年をピークに減少局面に入っている。
 - (4) 地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏 (東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の1都3県)への一極集中を招いて いる。
 - (ウ) 地方の若い世代が出生率の極めて低い大都市部に流出することが、日本全体の少子化、人口減少につながっている。
 - (エ) 地方は、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少 を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
 - (オ) 地方が弱体化すれば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まる。
 - (力) 人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるための基本的視点
 - a 「東京一極集中」を是正する。
 - b 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - c 地域の特性に即して地域課題を解決する。

イ まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- (ア) しごとの創生
 - a 若い世代が地方で安心して働くことができる『雇用の質』の確保・向上 を図る。
 - b 地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、 企業の地方移転等による『雇用の量』を確保・拡大する。
 - c 地域における女性の活躍を推進する。
- (イ) ひとの創生
 - a 若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に 確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。
 - b 安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てま で、切れ目のない支援を実現する。
- (ウ) まちの創生

地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成の推進、広域的な機能連携、大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応、災害への備えなど、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と、活性化に取り組む。

- ウ 「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則
 - (ア) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、 地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるよう にする。 (化) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する 施策に重点を置く。

(ウ) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援する。

各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版総合 戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備 する。

(エ) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移 転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

地方公共団体に加え、住民代表、関係機関等の連携を促すことにより、政 策の効果をより高める工夫を行う。

(才) 結果重視

PDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標

- ア 地方における安定した雇用を創出する。
 - (ア) 2020年までの5年間で若者雇用創出数(地方)を30万人創出
 - (4) 2020年までに若い世代の正規雇用労働者の割合を全ての世代と同水準の93.4%に

(2013年 15~34歳:92.2%、全ての世代:93.4%)

(ウ) 2020年までに女性の就業率を73%に

(2013年70.8%)

イ 地方への新しいひとの流れをつくる。

地方と東京圏の転出入の均衡(2020年)

(地方から東京圏への転入を6万人減、東京圏から地方への転出を4万人増)

- ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
 - (ア) 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に(2010年38%)
 - (4) 結婚希望実績指数(結婚の希望をかなえた割合)を80%に (2010年68%)
 - (ウ) 夫婦子ども数予定実績指標(夫婦の予定子ども数に対する実際の子どもの数の比率)を95%に(2010年93%)
- エ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する。

地域連携数など(目標数値は地方版総合戦略を踏まえて設定)

(2) 埼玉県地方創生総合戦略について

埼玉県地方創生総合戦略については現在策定中ですが、素案においては次のと おり示されています。

埼玉県地方創生総合戦略の基本的な考え方

ア 総合戦略の位置付け

- (ア) 本県の人口と将来の人口の構造的な変化の見通しを示す。
- (4) まち・ひと・しごと創生総合戦略に呼応して今後5年間で推進すべき取組を5か年計画等から抽出し、体系化して示す。

イ 市町村との連携及び地域連携

- (ア) 埼玉県地方創生総合戦略の実施に当たっては、県と市町村が連携する。
- (4) 地域振興センターが核となり市町村間の連携を促進する。

ウ 一都三県の連携

東京圏における高齢化・少子化の問題に一都三県で協力して対応する。

埼玉県地方創生総合戦略における基本目標

- ア 県内における安定した雇用を創出する。
 - (ア) 女性がいきいきと輝く社会の構築
 - (イ) 高齢者等の就業支援と雇用の拡大
 - (ウ) 次世代産業、先端産業の振興、農林業の振興
 - (エ) 県内中小企業の支援、サービス産業の振興
 - (オ) 産業人材の確保・育成
- イ 県内への新しいひとの流れをつくる。
 - (ア) 若年者を中心とした就業支援
 - (4) 子育てしやすいまちづくりの推進
 - (ウ) 埼玉県の魅力発信と観光の推進
 - (エ) 移住の促進
- ウ 県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
 - (ア) 結婚・出産への支援
 - (イ) 子育て支援の充実
 - (ウ) ワークライフバランスの推進
 - (エ) 若年者を中心とした就業支援(再掲)
- エ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る。
 - (ア) 高齢者が安心して暮らせる社会づくり
 - (イ) 生涯を通じた健康の確保
 - (ウ) 快適でくらしやすいまちづくり

9 用語解説

用語	解 説
あ行	
一 _{いっすい} 溢水地域	河川や水路の断面が小さいため、水を流しきれなくなり、満杯
	となった水があふれるおそれがある地域をいう。
英会話講師	School English Teacher(スクール・イングリッシュ・ティー
$(\overset{\scriptscriptstyle{\scriptscriptstyle \perp}}{S}\overset{\scriptscriptstyle{\scriptscriptstyle \perp}}{E}\overset{\scriptscriptstyle{\scriptscriptstyle \perp}}{T}\overset{\scriptscriptstyle{\scriptscriptstyle \perp}}{T})$	チャー)の略称。市内の公立小学校で英語の授業の助けをする外
	国人講師をいう。
英会話指導助手	Assistant English Teacher(アシスタント・イングリッ
$(\overset{\scriptscriptstyle \perp}{A}\overset{\scriptscriptstyle \perp}{E}\overset{\scriptscriptstyle \perp}{T})$	シュ・ティーチャー)の略称。市内の公立中学校で英語の授業の
	助けをする外国人講師をいう。
SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキン
	グ・サービス)の略称。インターネット上での人と人との交流を
	促進する目的のコミュニティ型のウェブサイトのことをいう。代
	表的なものに、Facebook(フェイスブック)や Twitter(ツイッ
	ター)があり、本市でも、効果的な情報発信を行うためのツール
	の一つとして活用している。
_ か 行	
観光入込客数	観光庁が示す「観光入込客統計に関する共通基準」に基づいて
	市内の主要な観光地点(平林寺、農産物直売所等)及びイベント
	("すぐそこ新座"春まつり、オープンカフェ等)を訪れた人数
	を集計したもの
観光親善大使	市のイメージの向上と観光都市にいざづくりの推進を図り、市
	民が誇りに思う「ふるさと新座づくり」を更に進めるため、国内
	外で活躍されている7名(組)の方を「新座市観光親善大使」と
キューアール	して委嘱している。
$Q R \Box - F$	モザイク状の四角いドットで作られており、一方向だけでしか
	情報を記録できないバーコードに対して、縦、横二方向に情報を
	持つことで、記録できる情報量を飛躍的に増加させたもの。QR
	コードに対応したモバイル機器などで撮影することで、簡単にイ
LN 11 10 L	ンターネットのサイトにアクセスすることができる。
グリーンサポーター	本市で活動するボランティア団体の一つ。主に雑木林などの維
	持管理活動を行う団体で、新座市民総合大学の修了生により平成
	14年1月に設立した。

用語	解 説
健康寿命	埼玉県では「健康寿命」を「65歳の人が要介護2(参考参
	照)以上になるまでの期間」と定義している。これに基づく本市
	の平成25年実績値は男性が16.97年、女性が19.87年
	である。総合戦略では、65歳にこの期間を加えた年齢を基準値
	とする。
	なお、0歳児の平均余命である平均寿命と65歳からの健康寿
	命は算出の対象年齢が異なるため、一致しない。
	〈参考〉
	・ 要介護 2
	歩行や立ち上がり、入浴や排泄、食事の際に何らかの介助を
	必要とするなど、日常生活において介護が必要な状態
	· 平均寿命
	その年に生まれた0歳児があと何年生きられるかを示した指
	標(新座市実績:男性80.13歳、女性86.23歳(平成
	25年))
広域幹線道路	各都市間を連絡する広域的な自動車専用道路等のことをいう。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
	で、一人の女性が産む子どもの数の平均値をいう。
公衆無線LAN	無線LANという機器を介して、ケーブルにつながなくても
(W i – F i)	インターネットに接続できるようにするサービスをいう。
国際化教育特区	グローバルな視野と外国人との高いコミュニケーション能力を
	持つ優れた人材を育成するため、特に教育分野に特色のある、国
	際交流が盛んで、国際化が進み世界に開かれた都市の形成を目指
	すもの。本市では、平成15年5月23日に認定を受け、市内の
	全市立小・中学校の全学年において「英会話」の時間を新設する
	など、各種事業を推進してきた。平成20年、学習指導要領の改
	訂により、小学校においても英語教育が行われることに伴い、特
	区は廃止。
子どもの放課後居場所づくり 事業(ココフレンド)	放課後子ども総合プランに基づき、小学校施設(余裕教室や校 庭など)を活用し、地域の方々の協力を得ながら、全ての就学児
争未(ココノレント)	産なこりを活用し、地域の方々の協力を得なから、宝での就子だ 童が放課後等に安全・安心に集える居場所をつくり、学習や遊
	重が放訴後等に女主。女心に集れる店場所をつくり、子自や歴 び、体験・交流活動などの機会を提供する事業。現在(平成27
	年度)市内7校で実施しており、愛称をココフレンドという。
さ行	一次が「部門が「民で大腿」とこのが、変形とコープレンドでいう。
市街化区域	
	10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
 市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域をいう。宅地造成
	などの開発は原則として制限される。
 自主防災会	地域住民が自発的に防災活動を行う組織をいう。なお、市では
	全ての町内会に自主防災会が結成されている。
自助・共助・公助	「自助」とは自分の責任で自分自身が行うこと、「共助」とは
	自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域
	が協力して行うこと、「公助」とは個人や周囲、地域あるいは民
	間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行う
	ことをいう。

用語	
<u> </u>	
ンテイプロモーショフ	
ナレナヴレの海推坊上	
市と大学との連携協力	福祉・教育・文化・環境・防災などの幅広い分野において相互
に関する包括協定	に連携協力し、地域社会の発展や人材育成などを推進することを
	目指したもの。本市では市内に在る3大学全てと締結している。
	〈協定締結日〉
	· 十文字学園女子大学 平成19年12月
	· 跡見学園女子大学 平成20年 4月
	· 立教大学 平成22年10月
た行	
待機児童数	· 市基準
	保育園申込者で、児童の保育状況にかかわらず保育園に入所
	できない全児童数
	· 国基準(新座市実績:33名(平成26年4月))
	待機児童数(市基準)から、次の児童を除いた数
	① 家庭保育室、一時保育を利用している児童
	② 転園希望の児童
	③ 保護者が育児休業中の児童
	④ 保護者が求職中であるが求職活動調書の提出がない児童
	⑤ 入園可能園があるが、希望園が単一であるため入園でき
	ない児童
 大規模化・狭あい化	放課後児童保育室を利用する児童の急増により、児童の受入れ
7 (7) (F) (F)	人数が多くなりすぎることや、施設の床面積を児童数で割った児
	童一人当たりの床面積が狭くなることをいう。
 耐震化率(住宅戸数の	平成20年10月1日及び平成25年10月1日の総務省統計
耐震化率)	局で公表されている「住宅・土地統計調査」の調査結果を基に、
103 /22 13 1 /	戸建住宅及び分譲マンションなどの総住戸数のうち、地震の振動
	及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと推測でき
	る住戸数の推計割合をいう。
 耐震性防火水槽	震度6弱の地震に耐えることができる防火水槽のことをいう。
地域担当制	
地线追当的	えるとともに、地域の意見・要望を直接聞くことで、行政と地域
	の連携の強化を目指す制度をいう。
 地下鉄12号線	<u>の建協の強化を自指す制度をいり。</u> 都営地下鉄大江戸線のことで、練馬区光が丘から都庁前を経由
地下跌12万脉	し、六本木、大門(浜松町)、上野御徒町、飯田橋、新宿西口等
	で、八本木、入口、浜松町)、工野脚促町、飯田橋、利相四口寺 を通って再び都庁前に至る路線をいう。平成12年1月27日の
	運輸政策審議会(現:交通政策審議会)答申により、光が丘から
	大泉学園町までが平成27年までに整備着手することが適当である。
	る路線、大泉学園町からJR武蔵野線方面までが今後整備について冷酷さればまれば、大阪館はよって位置ははこれている。ため、冷間なる時
	て検討すべき路線として位置付けられている。なお、次期交通政
±. /-	策審議会の答申は、平成27年度中に示される見込みである。
なった。いますませ	
新座ブランド認定事業	市内にある優れた商品を「新座ブランド」として認定し、広く
	市内外に発信することにより、本市のイメージの向上、市内の産
	業振興及び地域経済の活性化を図る事業である。平成27年度に
	事業を開始し、食品10品を認定した。

用語	解:説
2025年問題	団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者(75歳以上)に
	達することにより、介護・医療費等の社会保障費の急増が懸念さ
	れる問題をいう。
野火止用水サミット	野火止用水流域自治体である立川市、東大和市、小平市、東村
	山市、東久留米市、清瀬市、朝霞市、志木市及び新座市で構成さ
	れるものである。平成23(2011)年11月、同サミットに
	おいて、野火止用水を始めとした自然環境の保全と活用等につい
	て意見交換を行うとともに、野火止用水サミット共同宣言書への
	調印を行った。また、野火止用水の流域自治体と連携したイベン
	トを過去2回開催した。
は行	
訪日旅行促進事業	国が実施する訪日外国人旅行者の増加を目指す事業をいう。平
	成15年度から、訪日外国人旅行者数の増加に寄与すると判断さ
	れる国・地域を対象に事業を実施しており、平成
	32(2020)年には訪日旅行者数を2,500万人に、将来
	的には3,000万人を達成することを目標としている。
ま行	
みどりの保全協定	既存の雑木林や斜面林などの緑地の保全を目的とした協定であ
	り、市はこの協定に基づいて所有者から緑地を借り受け、「市民
	憩いの森」として開放している。現在(平成27年度)市民憩い
-	の森は、市内13か所に在る。
武蔵野台地	関東平野の西部に位置する荒川と多摩川に挟まれた地域に広が
-	る台地のことをいう。
免震構造	建築物と基礎との間に地震による揺れを抑制する装置を設置
	し、地盤と切り離すことで、建築物に地震の揺れを直接伝えない
	構造をいう。
や行	
ユニバーサル農業	子どもや高齢者、障がい者など様々な人が農業に取り組める環
	境づくりを行うことにより、誰もが「農」に親しみ、多彩な効用
	を享受することを通じて農業・農村の理解促進を図る取組をい
	う。本市では、みかん園やシイタケの里、ワイナリー等におい
	て、高齢者及び障がい者への就労や社会参加の機会を提供する方
	策としても位置付け、推進体制の構築を目指すものである。